

被告人国選弁護報告書【上告】（書式4-5③ H30.4.1版）

弁護士 一般・スタッフ（登録番号 ） 提出日 年 月 日

被告人	氏名		裁判所名	最高裁判所
	事件番号	年(あ)第 号	選任日	年 月 日
	第一審	<input type="checkbox"/> 即決 <input type="checkbox"/> 簡裁 <input type="checkbox"/> 地裁 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 原審の当該被告事件の国選弁護人を務めた。		
	罪名(罰条)	<small>※特別法犯については罰条を記載。</small>		
原審記録丁数	<input type="checkbox"/> 1000丁以下 <input type="checkbox"/> 1001～5000丁 <input type="checkbox"/> 5001～10000丁 <input type="checkbox"/> 10001丁以上			
趣意書等提出	<input type="checkbox"/> 有 ※答弁書を含む。	判決(決定)日	年 月 日	
判決(決定)主文	認定罪名	<input type="checkbox"/> 公訴事実と同一 <input type="checkbox"/> 別罪→罪名( )		
	<input type="checkbox"/> 上告棄却( <input type="checkbox"/> 判決 / <input type="checkbox"/> 決定 ) <input type="checkbox"/> 原判決破棄( <input type="checkbox"/> 差戻 / <input type="checkbox"/> 自判 ) <input type="checkbox"/> 未決算入日数 日 <input type="checkbox"/> その他( )			
訴訟費用負担の別	<input type="checkbox"/> 費用負担あり ※費用負担の裁判があった場合はチェック。チェックがない場合は、負担なしとみなす。			
公判等	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「公判等期日記載用紙」に記載)			
特別加算	重大案件	<input type="checkbox"/> 重大案件 ※故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪で、「死亡被害者2名以上+整理手続に付された事件」に選任		
	合意制度加算 (要疎明資料添付)	<input type="checkbox"/> 検察官との間で合意制度について協議を行った。 ※新約款(H30年2月認可)適用事案のみ <input type="checkbox"/> 検察官との間で上記協議について合意が成立した。 ※新約款(H30年2月認可)適用事案のみ		
	特別成果	<input type="checkbox"/> 無罪等 (詳細は別紙「特別成果加算(無罪等)請求書」に記載) <input type="checkbox"/> 国選弁護人の活動として、保釈請求もしくは勾留取消等申立てを行い、認められた結果、被告人が釈放された。(請求・申立日: / 釈放日: / ) (要「裁判所謄本の写し」添付)		
遠距離接見等・出張	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「旅費等請求書」に記載)			
費用	通訳人費用	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「通訳料請求書」の通り)		
	謄写費用	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「謄写料請求書」に記載)		
	訴訟準備費用	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「訴訟準備費用請求書」に記載)		
その他	<input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく上告趣意書等を作成・提出した。 <input type="checkbox"/> 被告人との接見、電話交通又は打合せを行うことなく上告趣意書等を作成・提出した。			
<input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> 公訴棄却 <input type="checkbox"/> 取下げ ( 年 月 日 ) <small>※原審記録丁数欄に丁数を記載。</small>	<input type="checkbox"/> 上告趣意書等提出済 <input type="checkbox"/> 上告趣意書等未提出 <small>※下記に該当する活動があればチェック。チェックがない場合、活動なしとみなす。</small>			
	<small>※他の記載事項は上記該当欄に記載。  <small>※謄写費用を請求する場合は、200枚以下でも記載(要疎明資料添付)</small></small>			
	<input type="checkbox"/> 上告取下げを知らずに費用を支出した(例:取下後に遠距離接見を行った等) <small>※新約款(H30年2月認可)適用事案のみ</small> → 知らなかった具体的な事情( )			
	<input type="checkbox"/> ①被告人との接見、電話交通又は打合せを行った。 <input type="checkbox"/> ②原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎ(以下、「原審記録の閲覧等」という。)を行った。 <input type="checkbox"/> ③原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。 <input type="checkbox"/> ④被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った。 <input type="checkbox"/> ⑤被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。			
	<small>(①④⑤において)</small> <input type="checkbox"/> 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。			

※なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。

※報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。